

第 919 回審査会合（7 項目・マニュアル体系の見直し）指摘事項

【社長 7 項目】

- ① 東京電力としては社長が定めた基本姿勢として、柏崎刈羽と同様に各発電所へ適用するとの考え方であることは理解した。ただし、他発電所の保安規定に柏崎刈羽の記載があることは今後の運用において誤解を招きかねないことから、その考え方は維持した上で、自らの発電所としての記載へ書き換え、注釈等にて経緯（元々は柏崎刈羽として基本姿勢を定め、他の発電所に適用していること等）を補足することで、社として不整合なく運用できるのではないかと。

- ② 東通の重要なリスク情報に係る対応について、適用時期を一律に燃料搬入後とすることで良いのか。リスク情報は 1 回／年社長へ報告することになっており、例えば発電所がほぼ出来上がっている段階で、新しい津波の知見が出て設計想定を超えるような状況になった時などであっても社長に速やかに報告しないように読める。実態として速やかに報告することになっているのであれば、その内容が分かるように資料に記載すること。

以 上